

岩手県告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 陸前高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（高田西地区）
- 3 事業地
 - （1）収用の部分 陸前高田市高田町字栃ヶ沢の一部及び字鳴石の一部並びに竹駒町字相川の一部
 - （2）使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成24年11月20日から平成27年3月31日まで